

## 厚木市立保育所一時預かり事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第59条第1項第10号に規定する一時預かり事業（以下「事業」という。）について、一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号）別紙に定める一時預かり実施要綱（以下「国実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項又は第4項の規定により設置された保育所及び法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業C型を除く。）を実施する事業者をいう。
- (2) 幼稚園等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 企業主導型保育施設 支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業として、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行うものをいう。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、厚木市とする。

### (実施施設)

第4条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、次のとおりとする。

名称
厚木市立相川保育所
厚木市立小鮎保育所
厚木市立玉川保育所
厚木市立南毛利保育所

2 実施施設は、国実施要綱に基づく一時預かり事業余裕活用型（利用児童数が

利用定員数に満たない場合に実施する事業をいう。以下「余裕活用型事業」という。)を実施するものとする。

(事業内容)

第5条 事業は、保護者が次の各号のいずれかの理由により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を実施施設において、一時的に預かり、必要な保護を行うものとする。

- (1) 入院、通院又は出産のため
- (2) 看護及び介護のため
- (3) 冠婚葬祭のため
- (4) 災害又は事故のため
- (5) 社会奉仕活動のため
- (6) 育児等に伴う心理的・身体的負担の解消のため
- (7) 就労のため
- (8) その他一時的に保育が必要と市長が認めた場合

(対象児童)

第6条 事業の対象児童は、前条各号により一時的に保育が必要な生後5か月から就学前までの児童であって、認可保育所等、幼稚園等又は企業主導型保育施設に在籍していないものとする。ただし、幼稚園等に在籍している児童(支援法第19条第1項第1号に規定する支給認定を受けた子どもに限る。)が当該施設の定める長期休業期間に保育を必要とする場合にあっては、この限りでない。

(実施方法)

第7条 余裕活用型事業は、児童福祉法施行規則第36条の35各号に定める基準等(以下「実施基準」という。)を満たし、通常保育に支障が生じない範囲内で実施するものとする。

- 2 実施施設は、実施基準を遵守するとともに、当該施設内に職員が1人のみになることがないよう配慮しなければならない。
- 3 余裕活用型事業の対象児童の受入れは、1施設当たり1日おおむね3人を上限とする。
- 4 事業を利用できる日数は、児童1人につき週当たり3日を限度とする。
- 5 事業の利用時間は、午前8時30分から午後4時30分までとし、4時間を単位とする。
- 6 余裕活用型事業は、基本的に対象児童の年齢に応じた各クラスで実施するものとする。
- 7 事業を実施しない日は、次に掲げる日とする。
  - (1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 1 月 2 日及び同月 3 日

(4) 12 月 29 日から同月 31 日まで

(5) 実施施設が定めた日

(利用料)

第 8 条 この事業を利用する保護者は、次に定める厚木市立保育所一時預かり事業利用料（以下「利用料」という。）を市長に支払わなければならない。

利用料

クラス年齢 区分	利用料 1 日 (4 時間を超えて 8 時間まで)		利用料 半日 (4 時間まで)	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
0 歳児	2,400 円	6,600 円	1,200 円	3,300 円
1・2 歳児	1,400 円	3,800 円	700 円	1,900 円
3 歳児	700 円	1,800 円	350 円	900 円
4 歳児以上	600 円	1,600 円	300 円	800 円
午後 4 時 30 分を超えた場合 の延長料金	1 時間	市内在住	市外在住	
		450 円	1,200 円	

2 実施場所における給食及びおやつ提供以外の児童に要する経費は、保護者が別に負担するものとする。

(利用方法)

第 9 条 この事業を利用しようとする保護者は、一時預かり利用申込書（別紙 1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込書の提出があったときは、申込内容を審査し、一時預かり利用（不）承諾書（別紙 2）を保護者に通知するものとする。

(利用料の徴収)

第 10 条 市長は、第 8 条で定める利用料を、この事業を利用する保護者から原則として利用する当日に徴収するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用す

る。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。